

令和 2 年 6 月 10 日現在

機関番号：32670

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2016～2019

課題番号：16K17276

研究課題名(和文)生活保護と生活困窮者支援の歴史と現在：地方自治体に焦点をあてた政策実施過程分析

研究課題名(英文)Public Assistance and Support for the Poor in History and the Present

研究代表者

岩永 理恵 (IWANAGA, Rie)

日本女子大学・人間社会学部・准教授

研究者番号：60438166

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,000,000円

研究成果の概要(和文)：本研究により、生活保護及び生活困窮者支援の政策実施過程について、次の点を明らかにした。1)日本の社会福祉の実施体制・福祉事務所について、専門性に加え行政的水準を問うことが重要。2)1)を検討するために必要な資料が、公文書館等に十分には残されていないこと。3)入手できた資料、たとえばケース記録についても、資料的限界は大きい。このことは逆説的に、生活保護行政の特徴を明らかにしていること。4)生活困窮者支援支援制度、子どもの貧困対策、住宅支援といった「新たな」貧困政策分野の展開。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究計画を実施している間、国政において、公文書のあり方が大きな問題になったが、本研究を実施した経験からも、その問題を指摘せざるを得ない。研究を進める大前提として、公文書が適正に保存されることが不可欠であり、そこに史資料を使用する研究者も関わる必要がある。本研究のテーマである生活保護及び生活困窮者支援の政策は、市民生活の生命に直結する課題であり、その問題の歴史と現在について明らかにすることは、学術的・社会的意義がある。

研究成果の概要(英文)：This study clarified the following points regarding the policy implementation process of public assistance and support for the poor and needy. 1) Regarding the social welfare implementation system and welfare office in Japan, it is important to inquire not only the professional but also the administrative level. 2) The materials necessary for considering 1) are not sufficiently left in the current archives. 3) There is a limit to what we can investigate from the available materials, such as case records, but this paradoxically reveals the characteristics of public assistance administration. 4) Development of "new" poverty policy areas such as support systems for needy person, measures for child poverty, and housing support.

研究分野：社会福祉学 社会政策 貧困研究

キーワード：貧困 生活保護 行政 政策過程 福祉事務所 ケースワーカー 生活困窮者自立支援 住宅支援

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19 (共通)

1. 研究開始当初の背景

日本社会における貧困問題に対する認識が、徐々に深まりつつあった。たとえば、専門用語である相対的貧困率の数値や変動がニュースになり、ひとり親世帯や子どもの貧困率の高さが、しばしば報道される。この動きと一にして、新たな貧困政策が立案されてきた。2013年12月に、生活保護法改正と生活困窮者自立支援法が成立し、2014年1月には、子どもの貧困対策推進法が成立した。2000年代に入り着手された生活保護制度改革、貧困政策の改革は、ひとまずの完成をみたと思われた。

とはいえ、貧困問題の認識の深まりを解決につなげて行くには、次のステップが問題であると考へた。法制度がその目的にあって機能するか、それは実施にかかっている。政府の救済・支援策が、その数や変化を誇るのではなくて生活困窮者が生活を立て直していくのに生かされなければ意味がない。貧困問題解決の焦点は、政策の実施である。筆者は、これまで、貧困問題の分析と貧困政策の在り方に関心を持ち、研究を行ってきた。それらの研究から得た重要なテーマが、法の理念と制度の不一致であり、行政、法の執行上の問題の検討であった。

生活保護について、漏救、濫救や不正受給の報道は後を絶たない。福祉サービスの申請主義への批判や、ソーシャルワークによるアウトリーチの必要性が訴えられ(藤田孝典他『反貧困のソーシャルワーク実践』明石書店、2010年)、支援策があっても必要な人に届かないという問題が深刻である。そもそも、貧困と貧困でない状態を分かつ基準設定は難問であり、社会が責任を持って解決すべき状態と、個人や家族に委ねておけばよい状態との区分は基本的かつ困難な問題である(岩田正美『現代の貧困』筑摩書房、2007年)。

生活保護について厚生労働省が定めた基準の適用方法は、個別ケースの状態や自治体ごとの実情などに合わせ、様々な解釈が生まれる。機関委任事務(2000年から法定受託事務)として実施されてきた生活保護行政は、強固に中央集権的である一方、実は各地の「ローカルルール」が存在する。行政学の知見によれば、生活保護の行政過程は「統一性(公平性)と多様性(個別性)」「裁量の軽減と裁量の活用」「機械的システムと有機的システム」といった相剋する価値の二律背反の下に置かれているといわれる(武智秀之『行政過程の制度分析』中央大学出版部、1996年)。

2. 研究の目的

本研究では、生活保護及び生活困窮者支援の政策実施過程を明らかにする。研究課題は主に二つある。国・厚生労働省が地方自治体にどのように生活保護行政の事務を委託するか、委託された地方自治体はどのように生活保護を運用してきたか(いるか)という政策実施過程を分析し(以下、地方自治体における政策実施過程、とする)、生活保護の実施機関である福祉事務所の職員が、どのような状態・人を対象として選別し、いかなる給付・支援を提供するのか、ミクロの政策実施過程を検討する(以下、ミクロの政策実施過程、とする)。この際、2015年施行の生活困窮者自立支援法のような生活保護と関連の深い貧困政策、災害救助のような時々の救済施策、他の社会保障制度との関連を注視し、政策実施過程の複雑性を考察する。

より具体的にいえば、地方自治体における政策実施過程、については、生活保護制度について、国・厚生労働省がどのように基準や実施要領を定めてきたかを検討した研究業績(岩永理恵『生活保護は最低生活をどう構想したか 保護基準と実施要領の歴史分析』ミネルヴァ書房)を基盤に、これらを厚生労働省は地方自治体にいかに伝え、地方自治体はどのように解釈し運用してきたか、その歴史と現在の解明を課題とする。ミクロの政策実施過程については、生活保護法や生活困窮者自立支援法の執行過程で作成されるケース記録の分析、先行研究におけるケース記録分析の研究の検討、厚生労働省や関連機関が出版する事例集等の分析により行う。

本研究は、生活保護や生活困窮者支援の政策実施過程を地方自治体の行政に焦点を当てながら分析し、必要な支援が必要な人に届いているのかを実証的に明らかにして、生活に困窮する当事者の立場にたつて、憲法に謳われた最低生活保障を実現する政策実施の在り方を探究するものである。

3. 研究の方法

本研究では、生活保護や生活困窮者支援の政策実施過程を、文献収集・分析とインタビュー調査によって検討する。具体的には、厚生労働省が主催する主管課長会議資料、地方自治体ごとの実施要領や会議資料等の行政資料収集と分析、自治体の生活保護行政担当経験者・現任者、福祉事務所のケースワーカー等の経験者・現任者、生活困窮者自立支援事業の担当者へのインタビュー調査、生活保護法や生活困窮者自立支援法の執行過程で作成されるケース記録の収集と分析、生活保護受給経験者及び生活困窮者自立支援法対象者へのインタビュー調査を実施する。

と の文献収集は、次の方法を用いる。(1)公文書館、図書館(研究者の文庫を所蔵する明治学院大学や社会事業大学の大学図書館や専門図書館)の利用、(2)厚生労働省・自治体への情報公開請求、(3)インターネット(中央省庁・自治体や図書館ホームページ)、(4)(古)本屋、(5)インタビュー等で出会う関係者からの寄付資料。については、福祉事務所の関係者に対するインタビュー調査を行う。については、生活保護受給経験という観点からのインタビューを実施する。さらに調査ができない場合に備え、過去の調査報告書、ジャーナリズム資料など公表されている史資料の収集につとめた。

4. 研究成果

以下、主には、公表した論文等をもとに、研究成果を述べる。詳細は、各論文を参照されたい。

■2016 年度

初年度は、地方自治体における生活保護行政に関する先行研究のレビューを丁寧に行うことからはじめた。主に社会福祉学と行政学の研究蓄積をまとめたことに特徴がある。その成果を含め、「地方自治体に着目した生活保護制度の分析」と題して、学会報告し、論文として公表した（研究成果 1・2）。

本報告・論文をまとめるにあたり、社会福祉の実施体制の現状と沿革、特に福祉事務所に関する議論を整理し、生活保護行政の窓口・個別対応の実態に関する研究を検討した。まず、近年の諸外国の研究を参照し、次のようなことが分かった。

一つ目は、地方分権が地方自治体の裁量の広がりや深化を示すわけではなく、中央の国家権力からの自由の拡大を意味するわけではないことである。二つ目は、地方分権は、個別的な対応を重視するといっている、社会的市民権に配慮した対応とは限らず、むしろ個々の責任を強調することもある。三つ目は、地方自治体レベル、あるいはケースワーカーレベルの実態について包括的な説明が困難であり、経路依存性のあることである。現在のあり方は、歴史的経緯や過去の由来があって多様であり、そう単純には読み解けないことが強調されていたことに留意しておきたい。加えて、各国の公的扶助制度が、他の社会政策のあり方と関わって、その守備範囲や中身が多様であることにも注意が必要である。

次に、日本の社会福祉の実施体制・福祉事務所問題を、先行研究に言及しながら明らかにした。地域住民のニーズ対応が不十分であるということが従来指摘され、これを専門性の担保によって克服しようとされてきたが、それが果たした可能か、疑問に思われた。福祉事務所は官僚機構として定着してきたと分析されていることから、まずは行政的水準こそ問うべきと考え、先行研究を通じて、行政の窓口対応といった、生活困窮者や被保護世帯への個別対応、現場裁量の分析を進めた。

取り上げた研究のほとんどは、当然ではあるが、行政の協力による調査を基にしていた。調査に協力的であることは、ある程度実施体制が整っていることを推測させるが、事実についての「確証がとられないままに、安易に事務処理」しているとか、「適切に事実の把握に努める姿勢が余りみとめられず」とされる。ケース記録も不備が多いという。さらに、「実態把握にあたって先入観なり一定の倫理的判断にもとづいた関わりや対応がなされているように思われてならない」とか「生活保護を恩恵としかとらえていない」とされ、ある価値規範が働いている可能性が示唆されている。

保護の申請・開始時、保護廃止・停止時ともに、目を引くのは、現場裁量の幅の大きさである。保護廃止時の所得水準のばらつきは大きい。特に問題なのは、申請・開始時には申請者に取下せ、廃止時には辞退届を書かせるという取扱いである。取下は、申請者側の自発的な行為であって、実施機関は却下における行政処分は行わず、申請そのものがなかったものとして処理される、という扱いであり、辞退届は、クライアントの不服申し立ての機会をあらかじめ回避するものとされる。

このような対応が、生活保護の理念に適うとは言えないが、なぜこのような事態が生じているかは、これらの研究だけではよく分からない。引き続き検討を要する。仮説として、地方分権が社会的市民権に配慮した対応より個々の責任を強調することがあり、地方自治体による政策実施の立場性の違いを想定できるかもしれない。地方自治体レベル、あるいはケースワーカーレベルの実態について包括的な説明が困難であり、経路依存性があるとされることから、さらに歴史を分析することも必要と考える。

この研究をさらにすすめて、ミクロの政策過程を深める観点から、「生活保護・生活困窮者支援におけるソーシャルワーカーの実践と『非対称性』の課題」(研究成果 3)を公表した。ソーシャルワークと貧困問題、特に生活保護と福祉事務所職員に関わる論点について先行研究に依拠して述べ、日本で貧困問題に取り組む実践を検討する視点を整理した。それらに基づき、最近の福祉事務所・ケースワーカーの実践、生活困窮者自立支援法の概要を説明した上で福祉事務所・ケースワーカー以外の実践、生活困窮者自立支援法の実績と見直し論議を取り上げた。最後に考察をまとめ、ソーシャルワーカーへの期待を述べた。

■2017 年度

2017 年度は、世間で話題となっている子どもの貧困対策と絡めて、生活保護における子どもに対する対策の政策過程について検討した（研究成果 4・5）。まず、「子ども」といって、法規定上では、18 歳未満（場合により 20 歳未満）のように年齢区分に依拠していることを述べた。この区分を利用して、生活保護受給世帯のなかでの子どもの数やその置かれている世帯状況を把握した。生活保護の場合、18 歳未満を稼働可能とみなさず教育の必要性から設けられた【教育扶助】と【生業扶助の技能習得費における高等学校等就学費】及び、子どもを扶養する観点から、【母子加算】と【児童養育加算】が設けられている。

これらの子ども及び子どものいる世帯（有子世帯）の基準について、最近の基準部会でどのような議論がなされてきたかを述べた。基準部会において保護課は、「有子世帯の扶助・加算の検証」として論点を提示した。これは上記に【 】で示した 4 つの基準だけでなく【生活扶助基準

【第1類費及び第2類費】と一体的に検証を行うという基本的考えを示すものであった。これに対し委員から異議がだされ、(1)「一般世帯との均衡だけでなく」「子どもの貧困対策の観点から生活保護制度において保障すべき子どもの健全育成にかかる費用の範囲及び水準」の検証も行うこと、また(2)加算や生活扶助以外の扶助の検証については、これらで賄いきれない特別な需要を把握することが書きこまれた。

しかしながら、その後の基準部会において、(1)(2)ともに実現できたわけではない。(1)についてみれば、当初は、子どもについては「水準均衡」といって低所得層と比較するのではなく、もう少し高い層と比較すべきということが、おおむね委員間で合意されているのでは、という発言がみられた。ところが、生活扶助基準本体の検証や、児童養育加算の根拠の比較対象は第1・十分位と低所得者層に設定され、委員からは、この合意が追いやられてしまったという趣旨の批判が出された。(2)について、児童養育加算は児童手当との連動が外された。教育扶助と高等学校等就学費については、実費支給が増え、運用上うまく機能すれば、現在より保障範囲は広がる。

基準部会の議論を通覧してみると、低所得世帯との均衡重視ではなく、スプリングボードになるような給付は実現しにくいことが読み取れる。他方で、そもそも基準部会での論点設定では、子どもの貧困対策に結びつけるのは困難な面があるように思われる。基準部会では、子どもという有子世帯の議論がなされてきた。これは「子どものいる世帯」であって、子ども本人そのものに焦点を当てているわけではない。「子どものいる世帯」と「子ども本人」にどう対応するかは、不可分だが別の課題として設定できるはずである。

子どもを中心に据え、子どもも一人の主体として社会保障給付を受ける権利があることを踏まえるなら、年齢に関わらず、単独世帯で生活保護受給の可能性があってよい。もちろん、現在の厳しい保護受給要件をクリアしなければならないことを考えれば、これが子どもに望ましいとは言い難いが、理論上可能であって、生活保護における扶養義務関係や稼働能力の活用要件などを捉え直す契機にもつながると考える。また、他の制度でも十分には捕捉されていない、移行期の若者の問題も視野に入れることができよう。このようにして、貧困政策の中核を担う生活保護をめぐる議論から考え認識されるべき問題は多くかつ重要であり、その理解の進展が、子どもの貧困対策を充実させ、「子どもの貧困率」への関心の高まりを政策論議に繋げる一つの経路になると考える。なお、この議論の延長として、「座談会 子どもの貧困対策の動向と大綱の改正をめぐって」(研究成果6)に参加し、意見を述べた。

また、生活困窮者支援の対策の検討の一部、そして自治体の差異に着目として、「非日常」と「日常」をつなぐ普遍的な住宅政策を：東日本大震災、阪神・淡路大震災、生活保護から考える」という論文を公表した(研究成果7)。震災後の住宅をめぐる状況について考察し、日常生活回復の拠点となるべき住宅確保の政策について、平常時の住宅政策との接合を重視し、普遍的な社会政策の一環としての住宅政策が必要であると論じた。

研究目的 について、研究方法 に基づき入手したケース記録の分析を進め、「MDSO/MSDO による生活保護廃止世帯ケース記録分析」(研究成果8)を発表した。生活保護行政において作成されるケース記録により生活保護受給の要因を分析したものである。その前提として、まずはケース記録にまつわる先行研究をまとめて述べた。ケース記録に関する文献・先行研究を通覧してみると、ケース記録を分析する方法は確立していないばかりか、何を記録としてつけ、どう活用するかについても、一般的な取り扱いが確定していないと分かる。ケース記録のつけ方は、福祉事務所ごと、さらに言えば記録者であるケースワーカーによって異なり、全国的に統一したフォーマットがあるわけではなく、時によって変化する。この意味で、ケース記録の資料的限界はある。

逆説的にいえば、ケース記録には生活保護行政の特徴が現れ、【貧困線前後の状態という生活困窮】を抱えながら、かつ【生活保護制度の適用により認定される生活困窮】の状態にある世帯を把握した様子を読み取ることができると考え、MDSO-MSDO を用いてケース記録を活用する新たな研究領域を切り開こうと試みた。結果として、生活保護受給に至るには、低所得(最低生活費を下回る)は当然であるが、既往歴や障害があって医療(費)を要することが、生活困窮の要因として重要である。これに加え共通する要因は見出しにくく、それだけ生活保護受給世帯の生活困窮の中身は多様であると考え。生活保護により捕捉されやすくなる理由として「福祉事務所との結びつき」を挙げた。生活保護による給付の受けやすさは、福祉事務所との関係性がどのように構築されるかという要因の影響がある、という仮説を提示した。

さらに、研究目的 について、研究方法 を進め、科研費(16H03718)も踏まえ、「貧困を捉える視点の変遷 「生活保護動態調査」の展開から」(研究成果9)を発表した。生活保護行政に関わる公的統計の沿革を述べた。制度発足時は試行錯誤があり、本論文で主に取り上げる「生活保護動態調査」は1996年に廃止されるなど、移り変わりがある。これ自体、生活保護行政の趨勢を映し出すものと考え。次に「生活保護動態調査」の変遷を検討し、同調査によって、どのような貧困を把握し、実際に救済された人・世帯の特徴や傾向がどのように把握されたか明らかにし、調査とその結果がもつ意味、を述べた。

2018 年度は、地方自治体における生活困窮者支援対策、とりわけ住宅支援について検討した（「変動する住宅政策・生活困窮者対策における住宅支援」『検証・新しいセーフティネット』（研究成果 10・11））。2000 年代前後から、住宅をめぐる問題状況が次第に明らかにされ、社会問題としての世の認識が深まり、対策や支援が試行錯誤されてきた。その試行錯誤の一環ともいえるのが、埼玉県住宅支援事業である。同事業は、主に無料低額宿泊所に入所する生活保護受給者を対象として、一般の住宅もしくは福祉施設への転居を促し、住宅転入後もおおむね 6 ヶ月間、居宅生活が安定するまで生活支援を行う先駆的な事業であった。

この埼玉県の住宅支援事業から住宅支援が必要とされた経緯を探り、生活困窮者自立支援法や変化する住宅政策における住宅支援の位置を明らかにし、その意義を述べる。まず埼玉県の事業の背景にあった「無料低額宿泊所」問題を取り上げる。これが一つの契機となって生活困窮者自立支援法のなかに住宅支援が位置付けられており、その展開を述べる。4 節では、住宅政策を概説し、高齢者と障害者への住宅支援について説明する。最後に議論をまとめ、「住宅支援」の意義と今後について考察を述べた。

■2019 年度

2019 年度は、「生活保護・生活困窮者支援におけるソーシャルワーカーの実践と「非対称性」の課題」（研究成果 12）を発表した。本稿ではあらためて生活保護・生活困窮者支援に携わる人・職場について調べた。生活保護を担当する職員（ケースワーカー）の量と質、生活困窮者自立支援制度に従事する職員の量と質、などである。次に、専門技術とあって、生活保護制度に関わる専門的知識と行政遂行上の技術、支援方法に関わる知識と技術、について検討した。ケースワーカーには、有限性のある資源のゲートキーパーとしての役割があり、「非対称性」を考察する場合には、資源に、給付や支援に用いるという意味での資源を明確に含むべきと考える。当然のことながら、支援者と被支援者で絶対的に非対称なのは、この意味での資源の保有状況である。「水際作戦」という言葉によって保護の申請権を侵害する運用が社会問題化されているが、これは、ワーカー（支援者）の側からみれば、資源の「節約」である。そして、支援に要する資源が有限であること（もしくは、と思われること）に起因するとされる問題とは、実は、援助関係の問題であると考えた。生活保護・生活困窮者の支援者と被支援者は権力関係から逃れられない。

以上の研究成果は、本研究計画書で掲げた目的と方法に基づき、作業を進めた過程で可能なところから、少しずつ形にしていっていったものである。研究方法に掲げた から の作業をすべて行ったが、それぞれ次のような結果であった。

厚生労働省が主催する主管課長会議資料、地方自治体ごとの実施要領や会議資料等の行政資料収集と分析、及び生活保護法や生活困窮者自立支援法の執行過程で作成されるケース記録の収集と分析、のために、全国、各自治体のすべての公文書館（名称は、地域によって異なる）にて資料検索を行った。一部の資料については、上記の研究業績で用いたように入手し、論文化することができた。しかし、全体としては資料収集状況が貧弱であり、網羅的な収集は困難であった。そこで、さらに全国の大学図書館のうち、所属大学を含め、社会福祉学科を設置して歴史の長い大学の文庫等も検索し、資料収集した。さらに次善の策として、大宅壮一文庫や、新聞記事の収集にもつとめた。近年の資料については、文書公開の開示請求する手段もあるが、一部実施するに留まった。自治体の生活保護行政担当経験者・現任者、福祉事務所のケースワーカー等の経験者・現任者、生活困窮者自立支援事業の担当者へのインタビュー調査、については、神奈川県・埼玉県の自治体担当者、生活困窮者自立支援に取り組む NPO 関係者へのインタビュー調査や現地調査を実施した。その過程で、一部生活保護受給経験者及び生活困窮者自立支援法対象者へのインタビュー調査を実施することもできた。

研究成果

1. [学会発表] 地方自治体に着目した生活保護制度の分析 2016 年
2. [雑誌論文] 地方自治体に着目した生活保護制度の分析 2017 年
3. [雑誌論文] 生活保護・貧困問題とソーシャルワーク - 貧困・社会的排除に立ち向かうソーシャルワーカーへの期待 2017 年
4. [学会発表] 生活保護における子どもと保護基準 最近の基準部会・母子加算をめぐる議論を踏まえて 2017 年
5. [雑誌論文] 生活保護と子どもの貧困対策：生活保護基準部会の議論からの考察 2018 年
6. [雑誌論文] 座談会 子どもの貧困対策の動向と大綱の改正をめぐって 2020 年
7. [雑誌論文] 「非日常」と「日常」をつなぐ普遍的な住宅政策を：東日本大震災、阪神・淡路大震災、生活保護から考える（特集 住宅保障：貧困の拡大をくいとめるために）2017 年
8. [雑誌論文] MDSO/MSDO による生活保護廃止世帯ケース記録分析 2018 年
9. [雑誌論文] 「貧困を捉える視点の変遷」「生活保護動態調査」の展開から」『社会保障研究』vol.3 no.1 2018 年 6 月、84-98
10. [雑誌論文] 変動する住宅政策・生活困窮者対策における住宅支援 2019 年
11. [図書] 検証・新しいセーフティネット 2019 年
12. [雑誌論文] 生活保護・生活困窮者支援におけるソーシャルワーカーの実践と「非対称性」の課題 2019 年

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計9件（うち査読付論文 0件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 1件）

1. 著者名 岩永理恵	4. 巻 3(1)
2. 論文標題 貧困を捉える視点の変遷 「生活保護動態調査」の展開から	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 社会保障研究	6. 最初と最後の頁 84-98
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -
1. 著者名 岩永理恵 / 末富芳 / 萩原久美子 / 宮本みち子	4. 巻 24
2. 論文標題 座談会 子どもの貧困対策の動向と大綱の改正をめぐって	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 貧困研究	6. 最初と最後の頁 52-67
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 岩永理恵	4. 巻 10
2. 論文標題 生活保護・生活困窮者支援におけるソーシャルワーカーの実践と「非対称性」の課題	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 ソーシャルワーク実践研究：ソーシャルワークの実践と理論の総合誌	6. 最初と最後の頁 15-23
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 岩永理恵	4. 巻 20
2. 論文標題 生活保護と子どもの貧困対策：生活保護基準部会の議論からの考察	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 貧困研究	6. 最初と最後の頁 65-77
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 岩永理恵	4. 巻 59
2. 論文標題 変動する住宅政策・生活困窮者対策における住宅支援	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 社会福祉	6. 最初と最後の頁 28-34
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 岩永理恵	4. 巻 897
2. 論文標題 「非日常」と「日常」をつなぐ普遍的な住宅政策を：東日本大震災、阪神・淡路大震災、生活保護から考える (特集 住宅保障：貧困の拡大をくいとめるために)	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 世界	6. 最初と最後の頁 211-218
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 岩永理恵	4. 巻 58
2. 論文標題 MDSO/MSDOによる生活保護廃止世帯ケース記録分析	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 社会福祉	6. 最初と最後の頁 27-39
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 岩永理恵	4. 巻 5
2. 論文標題 生活保護・貧困問題とソーシャルワーク - 貧困・社会的排除に立ち向かうソーシャルワーカーへの期待 -	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 ソーシャルワーク実践研究	6. 最初と最後の頁 2-11
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 岩永理恵	4. 巻 57
2. 論文標題 地方自治体に着目した生活保護制度の分析	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 社会福祉	6. 最初と最後の頁 31-45
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計2件 (うち招待講演 1件 / うち国際学会 0件)

1. 発表者名 岩永理恵
2. 発表標題 生活保護における子どもと保護基準 - 最近の基準部会・母子加算をめぐる議論を踏まえて -
3. 学会等名 貧困研究会 (招待講演)
4. 発表年 2017年

1. 発表者名 岩永理恵
2. 発表標題 地方自治体に着目した生活保護制度の分析
3. 学会等名 社会政策学会
4. 発表年 2016年

〔図書〕 計1件

1. 著者名 駒村 康平、田中 聡一郎、岩永理恵、四方理人、金井郁	4. 発行年 2019年
2. 出版社 新泉社	5. 総ページ数 264
3. 書名 検証・新しいセーフティネット	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
--	---------------------------	-----------------------	----